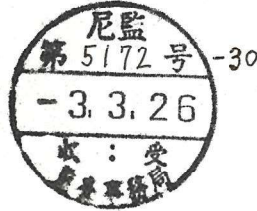


尼崎市監査公表第 6 号

地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 3 年 3 月 29 日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文
同 藤 川 千 代



尼総企第 10386 号
令和 3 年 3 月 26 日

尼崎市監査委員

今 西 昭 文 様
藤 川 千 代 様

尼崎市長

稲 村 和 美



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について（通知）

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（尼監第 5 1 7 2 号-2 9）を受けて、尼崎市議会に
対して次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定に基づき通知し
ます。

1 勧告年月日

令和 3 年 3 月 1 0 日

2 勧告内容

- (1) 市議会に対して、尼崎市監査委員が令和 2 年 9 月 1 8 日付けで受理した職員措置請
求を受けて実施した監査の勧告に係る会派広報紙(以下「前回監査における会派広報紙」
という。)につき、規程に照らした適切性の検討結果及びそれを踏まえた市議会の対応
について、改めて報告を求めること。

【「前回監査における会派広報紙」一覧】

会派名	会派広報紙
維新の会	Vol. 1 2、Vol. 1 3、Vol. 1 4
あまがさき志誠の会	2 0 1 9 年春号、同夏号、同秋号、2 0 2 0 年新春号
公明党	令和元年初夏号、同夏号、令和 2 年冬号
日本共産党議員団	第 1 8 6 号、第 1 8 8 号

- (2) 維新の会のホームページについて、市議会に対して、ホームページに関する基準を速
やかに作成したうえで、上記の会派広報紙と同様の対応を求めること。



3 措置年月日

令和3年3月22日

4 措置内容

別紙1のとおり

5 措置に対する尼崎市議会の対応

別紙2「尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について」（尼議第10047号の2）のとおり

以 上

尼 総 企 第 10355 号

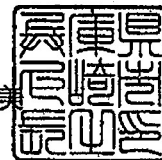
令和 3 年 3 月 22 日

尼崎市議会議長

開 康 生 様

尼崎市長

稲 村 和 美



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について

尼崎市職員措置請求に係る監査結果（令和 3 年 3 月 10 日付け尼監第 517.2 号－29）を受けて、尼崎市議会に次のとおり措置します。

- 1 尼崎市監査委員が令和 2 年 9 月 18 日付けで受理した職員措置請求を受けて実施した監査の勧告に係る会派広報紙（以下「前回監査における会派広報紙」という。）につき、規程に照らした適切性の検討結果及びそれを踏まえた市議会の対応について報告されたい。

【「前回監査における会派広報紙」一覧】

会派名	会派広報紙
維新の会	Vol. 12、Vol. 13、Vol. 14
あまがさき志誠の会	2019 年春号、同夏号、同秋号、2020 年新春号
公明党	令和元年初夏号、同夏号、令和 2 年冬号
日本共産党議員団	第 186 号、第 188 号

- 2 ホームページに関する基準を速やかに作成したうえで、維新の会ホームページについて、上記 1 の会派広報紙と同様の対応をされたい。

以 上



尼議第10047号の2
令和3年3月24日

尼崎市長

稲村和美様

尼崎市議会議長
開 康



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について

- 1 まず、第1点目の「前回監査における会派広報紙」について、規程に照らした適切性の検討結果及びそれを踏まえた市議会の対応といたしましては、以下のように令和2年12月7日付け尼議第10039号の2で回答したとおりでございます。
 - (1) 令和2年10月8日に策定した「尼崎市議会政務活動費を充てることができる会派広報紙の作成の基準を定める規程」は、その付則において「令和2年10月8日から施行する。」と明記しており、令和元年度に政務活動費を充当した本件会派広報紙に適用することは考えておりません。
この点につきましては、前回監査結果の9ページ「オ 総務局からの回答要旨」においても「新たに設けられた基準に照らしての判断や基準の見直し等の今後の制度運用については、同基準の制定後に発行した会派広報紙において不適切と判断された事案が生じた場合を想定し、その内容及び対応について市長への報告を要請したものである。なお、上記については、総務局において市長に確認したものである。」と記載されております。
 - (2) 今回策定した規程は、高裁判決の趣旨を踏まえた上で、高裁判決では言及されていない写真等の面積などについて明確な数値を定め、高裁判決より厳格とも言える基準となっており、その規程に照らし本件会派広報紙の適切性を遡って検討することは理由がないと考えます。
 - (3) 前々回の尼崎市職員措置請求（令和2年4月21日付け）の際に、令和2年7月3日付け尼議第10019号で「監査委員と市議会では、当該会派広報紙における『議員個人の氏名、写真、プロフィール』の捉え方に相違がある。」と市長に回答したとおり、本市議会は、本件会派広報紙についても、違法性はないと判断しております。その考えは規程策定後も変わっておりません。

以上により、「規程に照らした適切性の検討」については不合理であることから、「それを踏まえた市議会の対応」についても特に必要があるとは考えておりませんことを重ねて申し上げます。

- 2 次に、第2点目のホームページに関する基準を速やかに作成したうえで、維新の会のホームページについての上記1の会派広報紙と同様の対応といたしましては、現在、政務活動費を充てて、ホームページを作成している会派がない状況ですが、今後想定される住民訴訟の動向・結果を考慮した上で、市議会として、政務活動費を充てることができるホームページのあり方・基準について幅広く検討を行ってまいります。しかしながら、新たに基準を作成した場合でも、その適用は当然、施行日以降に作成されたホームページからとなります。

以 上